

令和5年第5回教育委員会定例会会議録

- 1 開会宣言 令和5年3月27日（月）午後1時30分
- 2 場 所 三条市役所栄庁舎 中会議室
- 3 出席者 小林教育長職務代理者、佐藤委員、松井委員、梅田委員
- 4 説明のための出席者
栗林教育部長、野水教育総務課長、平岡子育て支援課長、
熊倉学校教育課長、星教育センター長、永井生涯学習課課長補佐、
坂井教育総務課課長補佐、佐藤教育総務課庶務係長
- 5 傍聴人 1人
- 6 議 題
 - (1) 会議録の承認
令和5年第2回教育委員会定例会会議録
令和5年第3回教育委員会臨時会会議録
 - (2) 報告
報第1号 令和5年第4回教育委員会臨時会書面開催の結果について
報第2号 専決処分報告について（教育部長及び課長等を除く教育委員会事務局職員の
人事異動）
報第3号 専決処分報告について（管理職を除く教職員の人事異動）
報第4号 令和5年(2023年)三条市議会第2回定例会の概要について
報第5号 小中一貫教育実施状況について
報第6号 令和4年度第2回三条市学校給食運営委員会会議録について
報第7号 令和4年度第3回社会教育委員会議会議録
報第8号 三条市立大面小学校教頭による校長職務代理行為について
 - (3) 議事
議第1号 専決処分報告について（教育委員会事務局職員のうち、教育部長及び課長等
の人事異動）
議第2号 三条市教育委員会の所管に係る個人情報保護法施行細則の制定について

議第 3 号 三条市諸橋徹次博士奨学金条例施行規則の制定について

議第 4 号 三条市教育センター条例施行規則の一部改正について

議第 5 号 三条市教育委員会事務局処務規程等の一部改正について

議第 6 号 三条市新生児聴覚検査事業実施要綱の制定について

議第 7 号 三条市将来の妊娠を見据えたケア事業実施要綱の制定について

議第 8 号 三条市不育症治療費助成事業実施要綱の制定について

議第 9 号 三条市子どものインフルエンザ予防接種費用助成事業実施要綱の制定について

議第 10 号 三条市産後ケア事業実施要綱の一部改正について

議第 11 号 三条市医療機関に委託して行う妊婦及び乳幼児の健康診査実施要綱の一部改正について

議第 12 号 三条市不妊治療費助成事業実施要綱の一部改正について

議第 13 号 三条市幼児教育推進プラン（第 3 次）について

議第 14 号 三条市児童クラブ条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について

(4) その他

ア 次回教育委員会定例会の日程について

7 審議の経過及び結果

(1) 会議録の承認について

小林教育長職務代理者から令和 5 年第 2 回教育委員会定例会会議録、令和 5 年第 3 回教育委員会臨時会会議録について諮り、それぞれ承認と決定

(2) 報告

報第 1 号 令和 5 年第 4 回教育委員会臨時会書面開催の結果について

野水教育総務課長が説明

質疑に入るが質疑なく、質疑終結

報第 2 号 専決処分報告について（教育部長及び課長等を除く教育委員会事務局職員の人事異動）

野水教育総務課長が説明

質疑に入るが質疑なく、質疑終結

報第3号 専決処分報告について（管理職を除く教職員の人事異動）

熊倉学校教育課長が説明

質疑に入るが質疑なく、質疑終結

報第4号 令和5年(2023年)三条市議会第2回定例会の概要について

栗林教育部長が説明

質疑に入るが質疑なく、質疑終結

報第5号 小中一貫教育実施状況について

星教育センター長が説明

質疑に入るが質疑なく、質疑終結

報第6号 令和4年度第2回三条市学校給食運営委員会会議録について

野水教育総務課長が説明

質疑に入るが質疑なく、質疑終結

報第7号 令和4年度第3回社会教育委員会議会議録

永井生涯学習課課長補佐が説明

(松井委員)

いつも欠席の方が多くのように思います。

(永井生涯学習課課長補佐)

私たちもそれは懸念しているところです。

今後は、出席可能な方かも含め選考したいと思います。

報第8号 三条市立大面小学校教頭による校長職務代理行為について

熊倉学校教育課長が説明

質疑に入るが質疑なく、質疑終結

(3) 議事

議第1号 専決処分報告について（教育委員会事務局職員のうち、教育部長及び課長等の人事異動）

野水教育総務課長が説明

質疑に入るが質疑なく、全員異議なく承認と決定

議第2号 三条市教育委員会の所管に係る個人情報保護法施行細則の制定について

野水教育総務課長が説明

質疑に入るが質疑なく、全員異議なく原案のとおり決定

議第3号 三条市諸橋徹次博士奨学金条例施行規則の制定について

熊倉学校教育課長が説明

質疑に入るが質疑なく、全員異議なく原案のとおり決定

議第4号 三条市教育センター条例施行規則の一部改正について

星教育センター長が説明

質疑に入るが質疑なく、全員異議なく原案のとおり決定

議第5号 三条市教育委員会事務局処務規程等の一部改正について

野水教育総務課長が説明

質疑に入るが質疑なく、全員異議なく原案のとおり決定

議第6号 三条市新生児聴覚検査事業実施要綱の制定について

平岡子育て支援課長が説明

(松井委員)

これは、三条市独自の事業でしょうか。

(平岡子育て支援課長)

はい、三条市独自の事業です。

(松井委員)

実施することとなった経緯を教えてください。

(平岡子育て支援課長)

少子化が進む中、国を挙げて妊娠から出産までの支援をしているところですが、本市としても妊娠から出産までをいかに支援していくかということを考え、多くの子供が受ける検査について、経済的な支援をしっかりと行っていくべきであろうと考えて、今回予算要求させていただいたところです。

全員異議なく原案のとおり決定

議第7号 三条市将来の妊娠を見据えたケア事業実施要綱の制定について

平岡子育て支援課長が説明

(松井委員)

なかなかデリケートな事業だと思いますが、告知方法を教えてください。産婦人科などに周知するのでしょうか。

(平岡子育て支援課長)

産婦人科等で周知もしてまいりたいと思いますし、広く受けていただきたい検査だと思

っており、ホームページや SNS などを使いながら周知、啓発してまいりたいと考えております。

(佐藤委員)

対象の年齢を 22 歳から 31 歳までとしていますが、それはなぜですか。

(平岡子育て支援課長)

年齢設定については考え方ではあるのですが、妊娠率が 28 歳をピークに下がっていくことを踏まえまして、やはりそこまでの間に検査をしていただき、生活習慣の改善を図っていただき、それによって少しでも妊娠率を維持していきたいということから、その年齢に集中して支援するものです。

(佐藤委員)

男性だと 31 歳以上の方がこのような検査を受けることが多いようですが、どうですか。

(平岡子育て支援課長)

男性に限ってですと、委員御指摘のケースについては不妊検査による対応となります。

この検査につきましては、健康管理を心がけていくというような啓発的な趣旨で行うものと考えております。

全員異議なく原案のとおり決定

議第 8 号 三条市不育症治療費助成事業実施要綱の制定について

平岡子育て支援課長が説明

(小林委員)

毎年どのくらいの人数を想定していますか。

(平岡子育て支援課長)

この症例については、そうそう例があるものではないと伺っておりますが、他市の例や関係機関の例からヒアリングした中では、三条市の規模感では年間で 5 件程度と捉えておりますので、初年度である令和 5 年度は 5 件を基本に考えております。

全員異議なく原案のとおり決定

議第 9 号 三条市子どものインフルエンザ予防接種費用助成事業実施要綱の制定について

平岡子育て支援課長が説明

(小林委員)

これは、接種の都度、個別に市に申請する必要がありますか。

(平岡子育て支援課長)

三条市内の委託契約をしている医療機関につきましては、接種費用から助成額を控除いたしますが、市外の委託契約をしていない医療機関では、一旦全額を支払っていただき、個別申請により償還払いをいたします。

全員異議なく原案のとおり決定

議第 10 号 三条市産後ケア事業実施要綱の一部改正について

平岡子育て支援課長が説明

(松井委員)

どのくらいの方が利用していますか。

(平岡子育て支援課長)

昨年度から始めた事業ですが、昨年度は利用はございませんでした。

本年度につきまして、具体的な数字を示す資料が手元にないため大変恐縮ですが、若干の利用があったところです。

全員異議なく原案のとおり決定

議第 11 号 三条市医療機関に委託して行う妊婦及び乳幼児の健康診査実施要綱の一部改正について

平岡子育て支援課長が説明

質疑に入るが質疑なく、全員異議なく原案のとおり決定

議第 12 号 三条市不妊治療費助成事業実施要綱の一部改正について

平岡子育て支援課長が説明

(小林委員)

令和 4 年度の利用者はどのくらいですか。

(平岡子育て支援課長)

年度末に申請が集中する中で、予算要求時の 10 月、11 月頃に集計したものでは、特定不妊治療で 16 件、一般不妊治療で 3 件を受け付けておるところです。この一般不妊治療の 3 件でございますが、この申請が年度末に集中いたしますので、件数は増えるものと思います。

全員異議なく原案のとおり決定

議第 13 号 三条市幼児教育推進プラン（第 3 次）について

平岡子育て支援課長が説明

質疑に入るが質疑なく、全員異議なく原案のとおり決定

議第 14 号 三条市児童クラブ条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について

平岡子育て支援課長が説明

質疑に入るが質疑なく、全員異議なく原案のとおり決定

(4) その他

ア 次回教育委員会定例会の日程について

野水教育総務課長から提案があり、教育長が諮り次のとおり決定

〔日時〕 令和5年4月25日（火）午後1時30分

8 閉会宣言 午後2時53分

三条市教育委員会会議規則第38条及び第39条の規定により、会議の顛末を記載してここに署名する。

三条市教育委員会教育長職務代理者

三条市教育委員 小林 吾郎